

東日本大震災における茨城県理学療法士会の対応について

社団法人茨城県理学療法士会 特定事業局長

金子 哲

平素より本会の運営に際し御理解・御協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、早速ですが標記の件です。会員の皆様から7月31日までにお寄せ頂きました情報や執行部で調査しました被災状況と、頂きました義援金50万円（日本理学療法士協会30万円・和歌山県理学療法士会10万円・新潟県理学療法士会10万円）を踏まえ、8月12日に行われました第116回理事会におきまして、下記のとおり「東日本大震災における対応」が決まりましたので御報告・御案内いたします。

記

(1) 本会会員への対応

自宅が被災された会員に対して以下の内容にて災害見舞金を給付する。

災害見舞金額 一部損壊…1万円 半壊…2万円 全壊…5万円

*いずれも予定の金額です。(申請状況により金額変更の可能性があります。)

市町村発行の「罹災証明書」ならびに別紙「災害見舞金申請書」「被災状況確認票」を平成23年10月15日までに郵送して下さい。

なお、既に本会に提出頂きました書類の再提出は不要です。

* 持家や世帯主か否かの制限はありません。

* 世帯単位での申請をお願いします。(夫婦ともに会員の場合は、どちらか1名となります。)

* 「災害見舞金申請書」「被災状況確認票」は本会HPからもダウンロードできます。

* 市町村へ「罹災証明書」を申請中で結果の出ない方は、「災害見舞金申請書」の申請内容にチェックを入れず、添付書類の罹災証明書「申請中」にチェックを入れて下さい。

<郵送先>〒310-0011 茨城県水戸市三の丸3-12-48

水戸赤十字病院 リハビリテーション科 金子 哲

(2) 岩手・宮城・福島など他被災県士会への対応

①今年度の本会主催研修会会場等に募金箱を設置し義援金を募る。

(日本理学療法士協会を通じて被災地へ)

②ボランティア派遣などその他の支援は、日本理学療法士協会の災害支援をサポートする。

(3) その他の報告事項

①日本理学療法士協会実施の「東日本大震災義援金・会員自宅被害の申請」への対応

日本理学療法士協会から本会に連絡のありました会員に関しましては、その都度、個別に連絡をとり対応いたします。

②県内理学療法士養成校への影響

震災により一部の実習予定施設で学生の受入れが困難となりましたが、現時点におきましては県内全ての養成校で代替実習施設の確保が既に行われておりました。

③本会会員施設への影響並びに理学療法提供体制の変化

一部の施設におきましては、被害が大きく現在も関連施設で理学療法を提供しておりますが、その他多くの施設におきましては、リハビリテーション(理学療法)室に軽微の損傷箇所があるものの修繕などを行い、震災前の理学療法提供体制に戻っております。

以上